

日本国政府法務省

番 号

年 月 日

手 数 料 納 付 書

法 務 大 臣  
出入国在留管理庁長官 殿

印  
紙

金 円 也 ( ¥ )

出入国管理及び難民認定法第67条, 第67条の2又は第68条の規定により,

- 上記金額を {
- 1 在留資格の変更許可
  - 2 在留期間の更新許可
  - 3 永 住 許 可
  - 4 再入国(一回限り・数次有効)の許可
  - 5 特定登録者カードの交付
  - 6 特定登録者カードの再交付
  - 7 就労資格証明書の交付
  - 8 在留カードの再交付
  - 9 難民旅行証明書の交付
- } 手数料として納付いたします。

納付者氏名 \_\_\_\_\_

記 名